

対応の方向性を踏まえた対策（素案）

1. 屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害の防止対策について

○ 新たなマニュアルの作成・普及

「—足場の設置が困難な屋根上作業—墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」（平成 27 年度厚生労働省委託事業で、建設業労働災害防止協会が作成。）の大幅な見直し。

（マニュアルの作成の方向性）

- ・ フルハーネス型墜落制止用器具に係る政省令改正の反映
- ・ はしご・脚立からの墜落防止対策
- ・ 内装工事等における墜落防止対策
- ・ 低所（2メートル未満）からの墜落防止対策

2. 足場の点検について

○ 足場点検の確実な実施のための措置の充実

- ・ 作業開始前の点検
- ・ 組立等後の点検（事業者、注文者）
それぞれについて、点検実施者が責任を持って確実に点検をするような方策。

例）作業開始前の点検については点検者を指名

組立等後の点検については十分な知識経験を有する者の指名

- ・ 将来的に足場の点検の一部にデジタル技術を活用できないか。

3. 一側足場について

○ 本足場の使用を原則とし一側足場は例外として位置付け

- ・ 一側足場を使用可能な範囲は足場の設置場所の幅が1メートル未満の場所を原則とする。
- ・ 足場の設置場所の幅が1メートル以上でも一側足場を設置せざるを得ない場合にも対応できるようにする。

4. 手すり先行工法について

- 手すり先行工法の一層の普及、普及状況の継続的確認
- 「手すり先行工法等に関するガイドライン」の内容の充実
(ガイドライン改正の方向性)
 - ・ 現行のガイドラインは枠組足場を前提として記載したもの。枠組足場以外にも手すり先行工法で対応している事例があることからこれを反映。
 - ・ フルハーネス型墜落制止用器具に係る政省令改正を反映。
 - ・ その他、防音シート等に関する基準を反映。
 - ・ 手すり先行工法に関する好事例の収集と周知。